0

額 (平成十七年厚生労働省告示第四百十四号)【平成二十七年四月一日施行】 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度

(傍線の部分は改正部分)

ハ 施行規則第八十三条の	るもの	を必要としない状態とな	護をいう。以下同じ。)	号)第二条に規定する保	二十五年法律第百四十四	保護(生活保護法(昭和 多床室 一日につき	げる額であったとすればし	度額がこの項の下欄に掲 老健・療養等 千三百十円	って、居住費等の負担限 従来型個室(一日につき	五第二号に掲げる者であ 特養等) 八百二十円	口 施行規則第八十三条の 従来型個室 (一日につき	の五第一号に掲げる者 個室 千三百十円	」という。) 第八十三条 ユニット型準 一日につき	十六号。以下「施行規則	平成十一年厚生省令第三 室 千三百十円	一 イ 介護保険法施行規則(ユニット型個 一日につき	所得の区分 居室等の区分 額	欄に掲げる額とする。	得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下	「居住費等の負担限度額」という。)は、次の表の上欄に掲げる所	第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(以下	第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法	介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)	改正後
ハ 施行規則第八十三条の	るもの	を必要としない状態とな	護をいう。以下同じ。)	号)第二条に規定する保	二十五年法律第百四十四	保護(生活保護法(昭和)名	げる額であったとすればし	度額がこの項の下欄に掲	って、居住費等の負担限	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の 従	の五第一号に掲げる者	」という。)第八十三条っ	十六号。以下「施行規則	平成十一年厚生省令第三 室	一 イ 介護保険法施行規則(1	所得の区分	欄に掲げる額とする。	得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分	「居住費等の負担限度額」という。)は、	第六十一条の三第二項第二号に規定する	第五十一条の三第二項第二号に規定する	介護保険法(平成九年法律第百二十三号。	現
					三百二十	多床室 一日につ		老健・療養等 千三百十	従来型個室(一日につき	特養等) 八百二十円	従来型個室(一日につき	個室 千三百十円	ユニット型準一日につ		至 <u></u> 千三百十	ユニット型個 一日につ	居室等の区分額		分に応じ、それぞれ同表の	、次の表の上欄に掲げる所	る滞在費の負担限度額(以	居住費の負担限度額及び	一号。以下「法」という。	行

																				<u> </u>									
二項第一号に規定する公	三十三号)第三十五条第	税法(昭和四十年法律第	年金等の収入金額(所得	ては、前々年)中の公的	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	日の属する年の前年(特	。 以下同じ。)を 受ける	介護予防サービスをいう	三第一項に規定する特定	ービス(法第六十一条の	。)又は特定介護予防サ	ービスをいう。以下同じ	項に規定する特定介護サ	(法第五十一条の三第一	って、特定介護サービス	五第一号に掲げる者であ	イ 施行規則第八十三条の	となるもの	の規定に該当しないこと	第八十三条の五第四号イ	あったとすれば施行規則	の項の下欄に掲げる額で	居住費の負担限度額がこ	第二項第二号に規定する	って、法第五十一条の三	五第四号に掲ける者であ
										三百七十円	多床室 一日につき		老健・療養等 四百九十円	従来型個室(一日につき	特養等) 四百二十円	従来型個室 (一日につき	個室 四百九十円	ユニット型準 一日につき	室 八百二十円	ユニット型個 一日につき									
																					ı								
																				_									
二項第一号に規定する公	三十三号)第三十五条第	税法(昭和四十年法律第	年金等の収入金額(所得	ては、前々年)中の公的	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	日の属する年の前年(特	。以下同じ。)を受ける	介護予防サービスをいう	特	ービス(法第六十一条の	。)又は特定介護予防サ	ービスをいう。以下同じ	項に規定する特定介護サ	(法第五十一条の三第一	って、特定介護サービス	五第一号に掲げる者であ	イ 施行規則第八十三条の	となるもの	の規定に該当しないこと	第八十三条の五第四号イ	あったとすれば施行規則	の項の下欄に掲げる額で	居住費の負担限度額がこ	第二項第二号に規定する	って、法第五十一条の三	ける者で
											多床室)	老健・療養等	従来型個室(特養等)	従来型個室(個室	ユニット型準	室	ユニット型個									
										三百二十	一日に		四百九	一月に	四百二	一日に	四百九	一日に	八百二	日に									

って、国民年金法等の一工第一号に掲げる者である。 施行規則第八十三条の	。) の写口に掲げる者を防く	りょこ易ずったこい状態となるもの		下欄に掲げる額であった	の負担限度額がこの項の	って、当該者の居住費等	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の	額が八十万円以下のもの	は、零とする。)の合計	の額が零を下回る場合に	合計所得金額をいい、そ	一項第十三号に規定する	六号) 第二百九十二条第	二十五年法律第二百二十	得金額(地方税法(昭和	ては、前々年)の合計所	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	属する年の前年(当該特	防サービスを受ける日の	サービス又は特定介護予	う。)及び当該特定介護	的年金等の収入金額をい
ユニット型準一日につきエニット型個一日につき																										
って、国民年金法等の イ 施行規則第八十三条の	の項口に掲げる者を除く	頁ュこ号がったことい状態となるもの(すれば保護を必要	下欄に掲げる額であった	この項	って、当該者の居住費等	五第二号に掲げる者であ	ロ 施行規則第八十三条の	額が八十万円以下のもの	は、零とする。)の合計	場合	合計所得金額をいい、そ	一項第十三号に規定する	六号)第二百九十二条第	二十五年法律第二百二十	得金額(地方税法(昭和	ては、前々年)の合計所	ら六月までの場合にあっ	る日の属する月が一月か	介護予防サービスを受け	定介護サービス又は特定	属する年の前年(当該特	防サービスを受ける日の	サービス又は特定介護予	該	的年金等の収入金額をい
ユニット型 輝																										
一日につき																										

一備

等 条 この に要する平 て厚生労働大臣 の三第二項 表に お 均的、 第二 V て な費用 一号に規 が定める費用 \neg ユ = の額及び施設の状定する特定介護保 ット 型個 0) 額 室 並 لح び に は、 同 況 険 法第六十 そ 施 介 \mathcal{O} 設 護 等に 保険 他 0 -一条の三点 事 お 法 第五 情 け を勘案 + 第

		五第三号に掲げる者
		ハ 施行規則第八十三条の
		除く。)
		び二の項口に掲げる者を
		となるもの(一の項ロ及
		保護を必要としない状態
		げる額であったとすれば
		度額がこの項の下欄に掲
		って、居住費等の負担限
		五第二号に掲げる者であ
		ロ 施行規則第八十三条の
		も <i>の</i>
		く。)の受給権を有する
		停止されているものを除
		(その全額につき支給が
)に基づく老齢福祉年金
零円		十四年法律第百四十一号
一日につき	多床室	前の国民年金法(昭和三
)	第一条の規定による改正
四百九十円	老健・療養等	によるものとされた同法
一日につき	従来型個室(規定によりなお従前の例
三百二十円	特養等)	附則第三十二条第一項の
一日につき	従来型個室(六十年法律第三十四号)
四百九十円	個室	部を改正する法律(昭和

口

施

行

規

則

第

十三

条

ŧ

0

て、

居住費等

負

担

額

がこの

項

0)

下 \dot{O} る

欄

に

ば掲限

五

第二号に掲

げ 八

者

で

あの

十四四

年

法

(律第百)

)に基づく老齢 (その全額に

福 兀

世十一号

前

の国

民年金法

(昭

和三

多

床

室

に

つ

き

零

円 日

停

止

さ

れ

の受給権を有するれているものを除

0)

第一条の規

定による改

É 法 例

によるも

0)

とされ

た 同

老 健

療

養等 室

兀

百

九十

十つき

六十

年 改

法 正

律

第

匝

| 号

従来型個立

室

日 百

に 九

つき

部

を

する

法

律

昭

和

個

室

兀

+

円

附

則

第三十二条

項

0)

規

定により

な

お

従 第

前

0

従来型個 特養等)

日に

百二十円

一備 考

びニの

項口

に

掲げる者

除

五.

第三号に掲げ

る者

施

行

規

則

第

八

+

条

となるもの

 \mathcal{O}

項口

を及態

保 げ 度

護

を必必

要としない

状 ħ

る額

であったとす

等に要する平均的な費用 条の三第二項 L この て厚生労働大臣 表に お 第二号に 1 て 正が定め ユ 規 ット る費用 の額及び施設の状況定する特定介護保証 型 0 個 額並びに同法第六施設の状況その他 室」 لح は、 険 介 施 設等 護 保 の事 +に 険 -一 条 の お 法 情 け 第 を る 五. 三 勘 居 十 案 住

Ļ 第 四 定 に て厚生労働 要する平均 項 するユニット型個室をいう。 第二号に 百 十二号。 大臣が 的 規定する特 以下 にな費用 定める費用 「居住費用 額及び 定介護予防 告 の額(平成十七年厚生労働)事業所の状況その他の事情 示」という。 サー -ビス事 <u>)</u> 業 者 表備考一 に お け る一に規 留省告示 財 る滞 在

<u>ニ</u> この 備 考二に規定するユニット型準個室をいう。 表において「ユニット型準個室」とは、 居 住 |費用 告 示 0) 表

三 この表において「従来型個室 (特養等)」とは、 居 住 .費 用 告示

 \mathcal{O}

兀 用 この 告 表備考三に規定する従来型個 示 表において「従来型個室 \mathcal{O} 表備考四に 規定する従来型個室 (老健・療養等)」とは、 (特養等)をいう。 (老健・療養等) をい 居 住 う 費

室

五. 定 する多床 0) 表 に 室をいう。 おいて「多床室」 とは、 居 住 費 用 告 示 0) 表 備 考 五. に

規

第四 に 定するユニット型個室をいう。 して厚生労働大臣が 要 項 (する平均的 百十二号。 第二号に 規 以 下 な費用 定 でする か定める費用の額及び事 「居住費用 定介護予防サー Rの額(平50事業所の5 告示」という。 (平成十七年厚生) ビス事業者 0) 生労働 表備 の事 に お 考 情 け ーに 省告 を勘 る 滞 規示案 在

二 この表において「ユニット 備考二に規定するユニット型準個室をいう。 型準個室」とは、 居 住 費 用 告 示 0) 表

三 この表において「従来型個室 \mathcal{O} 表備考三に規定する従 来型個室 (特養等)」とは、 (特養等) をいう。 居 住 費 用 告 示

用 告 この表において「従 示の表備考四 に規 (来型個 定する従来型個室 室 (老健・療養等)」とは、 (老健・ 療養等) を 居 1 住 う 費

兀

五. 定する多床 この 表に 室を お いて「多床 いう。 室 とは、 居住費用 告 示 0 表 備 考 Ŧ. に 規